

市議会 2 月定例会 行政報告（2 月 2 7 日）

市議会 2 月定例会に当たり行政報告いたします。

生活保護に係る訴訟について

はじめに、生活保護に係る訴訟について御報告いたします。

令和 4 年 4 月 7 日に、市内松岡の高橋秀治氏から東京高等裁判所に提出された、保護決定変更処分取消しに係る控訴について、同年 1 2 月 2 6 日に判決が言い渡されました。

判決の主文は、「1、本件控訴を棄却する。2、控訴費用は控訴人の負担とする。」ものでありました。

本件は、当市が令和 2 年 4 月 2 3 日付けで控訴人に対して行った、生活保護法による生活扶助の冬季加算、月額 9, 0 3 0 円を同年 5 月 1 日から削除した変更処分について、控訴人はその当時、早朝から新聞配達の仕事をしており、その時間帯は暖房が必要となることから、控訴人が就業していた同年 5 月から 7 月までの 3 箇月分の冬季加算の削除を取り消すよう求めたものであります。

東京高等裁判所の判断としては、冬季加算額が要保護者の所在地域において、気候条件や一般的な暖房需要等を考慮して定められたもので、個人の就労状況等の個別具体的事情による暖房需要を考慮することを予定した制度であると認めることはできないとする新潟地方裁判

所の原判決は正当であり、本件控訴は理由がないとして棄却したものであります。

これに対し、控訴人は上告期限である本年1月10日までに上告しなかったため、本訴訟は終結いたしました。

新発田地域広域事務組合との事業用地交換等について

次に、新発田地域広域事務組合との事業用地交換等について御報告いたします。

新栄町にあります新発田地域広域消防本部及び中央町にあります新発田地域広域合同庁舎につきましては、経年による老朽化などにより、業務に支障が生じております。このことから、市が所有する中田町の維持管理事務所用地へ移転する協議が整ったところであります。

これに伴いまして、広域事務組合が所有する新栄町の広域消防本部用地及び、大手町の旧下越広域伝染病舎用地と、市が所有する中田町の維持管理事務所用地を交換するものであります。

旧下越広域伝染病舎用地につきましては、令和3年6月定例会の行政報告で御報告した、大手町の特別養護老人ホーム二の丸用地と隣接しており、この一帯の用地を、「県立新発田病院跡地活用整備計画」に伴う市道整備事業用地として活用するため、併せて交換するものであります。

一連の事業用地につきましては、等価による交換を基本としますが、

それぞれの用地の不動産評価額を算出した結果、市所有地が広域事務組合所有地の評価額を上回っております。その上回る面積につきましては、新発田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定に基づき、これまで同様、広域事務組合が消防施設用地として市有地を利用する場合は、市から広域事務組合へ無償で貸し付けるものとし、消防事業が円滑かつ、安定的に進められるよう支援したいと考えております。

また、老朽化した新栄町の広域消防本部及び、中央町の広域合同庁舎は広域事務組合が解体し、中田町の維持管理事務所及び、大手町の旧下越広域伝染病舎は隣接する特別養護老人ホーム二の丸と併せまして市が解体する予定であります。

なお、維持管理事務所につきましては、旧荒橋小学校用地への移転を計画しており、令和5年度に関連予算を計上し、順次移転準備を進めていくこととしております。

複数の行政機能が移転するものでありますが、それぞれの事業を計画的に進め、行政サービスに支障が生じないように努めてまいります。

私立西園保育園園舎の児童福祉施設設備基準の不適合と今後の対応について

次に、私立西園保育園園舎の児童福祉施設設備基準の不適合と今後の対応について、御報告いたします。

西園保育園は、昭和25年に新発田市立の保育園として、西公園の隣接地に建築し、その後、平成19年4月に現在地の旧猿橋小学校跡地に、児童発達支援センター「ひまわり学園」とともに移転改築いたしました。

同敷地内に設置・開設されていた新発田市立西園幼稚園と、幼児教育、幼児保育、障がい児福祉のそれぞれの制度の壁を超え、幼保一元化と障がい児の一体的な療育を理念とした「西園すこやか園」として、市が運営してまいりました。

その後、西園幼稚園は、入園希望者が減少したことから休園となり、西園保育園及びひまわり学園の運営として、民間事業者のノウハウを活用した効率的な手法や、幅広いニーズに対応した保育と児童発達支援の一体的な実施を目指し民営化することとし、令和2年4月に、運営事業者として選定した「社会福祉法人のぞみの家福祉会」へ、敷地については10年間の無償貸付けとし、園舎については無償譲渡し、現在に至っております。

この度、同法人から、保育と児童発達支援の更なる連携強化と充実した保育及び保護者支援を目指し、本年4月から、同園を認定こども園に移行したいとの申し出があり、必要な事務手続を進めてまいりました。

しかしながら、同法人が県へ提出する書類として、園舎竣工当時の確認申請に係る書類を求められたことから、市建築課所管の書類を確

認したところ、園舎の一部が保育所としての設備基準に適合していないという事実が判明したものであります。

具体的には、西園保育園のように、2階に遊戯室を設ける場合、園舎は、建築基準法第2条第9号の二に規定する「耐火建築物」又は同条第9号の3のイに規定する「準耐火建築物」であることと定められておりますが、実際の園舎は、その基準を満たしておりませんでした。

このような事態に至った原因については、現在調査中ではありますが、当時園舎建築に関わった担当課及び市建築課職員、設計及び建築工事を請け負った事業者への聞き取りを進めているところでありますが、結果として、このような事態になってしまったことについて、同園の関係者の皆様はじめ市民の皆様、市議会議員の皆様に深くお詫び申し上げます。

この事実判明後、速やかに同法人に対し、基準に適合していない事実を伝え、謝罪するとともに、今後の対応を協議させていただきました。

そこで何より優先されますことは、児童の安全確保であり、現在、2階の遊戯室を保育で使用しない取扱いをしていただいております。

なお、2階には、遊戯室以外に職員室がありますが、児童の保育の場でないため、引き続き使用することは可能であります。

市といたしましては、西園保育園の園児が雨天時や冬季に、のびのびと体を動かせる遊戯室が使えなくなったことにつきましても、誠に

申し訳なく、心よりお詫び申し上げます。今後、子ども達の保育及び療育を止めることなく且つ、安全に、同法人の負担なしに遊戯室の再建ができるよう、同法人と協議を進めてまいります。

また、遊戯室の再建まで、園児が安心して体を動かし遊べる場所として、市の施設をお使いいただくことや、園児の移動手段として市のマイクロバスを御利用いただけるよう手配することなど、同法人と協力して、安全で安心な保育を提供できるよう努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。